

最低賃金との比較方法

賃金の支払われ方が、

- 1. 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額
- 2. 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
- 3. 月給制の場合
月給額 \div 年平均1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額
- 4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額
 \div 当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数
 \geq 最低賃金額

月給制の場合の換算例

【例】 年間所定労働日数252日、所定労働時間毎日8時間、月給148,000円の方の場合

3. の計算式にあてはめると、

年平均1か月所定時間数は

$$\cdot 8時間 \times 252日 \div 12か月 = 168時間 \text{ ですから}$$

$$\cdot 月給148,000円 \div 168時間 = 880.95\cdots円 < \mathbf{883円}$$

したがって、この場合は大阪府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反することになります。